

超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

第3回(2017年12月6日参议院議員会館地下1階 B103会議室)

第二部 警察庁・法務省・最高裁(検審)からヒアリング(敬称略)

森議員 各役所の皆さん、本当にいつも丁寧な対応を、感謝申し上げたいと思います。大変お待たせを致しました。それでは、前回に引き続きまして、『「準強姦事件逮捕状執行停止問題」超党派で検証する会』、ヒアリングをさせて頂ければという風に思います。まず、配付資料について説明をさせて頂きたいと思います。あらかじめ、質問通告をということで、衆議院の中谷先生から出して頂いています。これは後で答えを頂きたいと思います。それから、ごめんなさい、今日は警察庁・法務省、そして検察審査会の事務局を担当している最高裁からも出席を頂いております。そして、経緯のペーパー、それから検証する会の議事録的なもの、過去の2回分でございます。それからですね、さとうさんありがとうございました。私の方から事務局に対してあらかじめ提出をお願いしておりました、薄い方はですね、東京第六検察審査会、この伊藤詩織さんの件につきまして、の、検察審査会の発表している資料でございますが、改めて整理をして頂き、その次のページ、不起訴相当となった議決の要旨でございますけれども、発表されたものを頂戴致しましたので、コピーして、配らせて頂きます。さらには、審査事件票というものを提出を頂きました。法律上ですね、検察審査会は完全に独立した組織でありまして、会議がいつ開催されたのか、どのような議論が行なわれたのか、に関しては、一切非公開、ブラックボックスでございます。しかし、最高裁は、検察審査会に対して、審査事件票というものを提出させ、年間どの程度の件数をどのような形で審査をしているのか、判るように提出をさせております。したがって、最高裁が提出を受けている物に関しては、我々も当然、チェックできる権利があるという事で、相当何年か前に、これを出して頂いた訳ですけれども、今回も、ここまで黒塗りにする必要ないんじゃないの、という風に思いますが、提出を頂きました。さらには、東京第六検察審査会、本年行なわれた、他の審査事件票についても、29件ということで、ご提出を頂きましたので、東京第六検察審査会がどの程度の頻度で開かれ、事件について審査をしていたか、ということが、大体判るように、判らないですけどね、…過ぎて、ご提出頂きましたのでご協力に感謝申し上げたいと思います。まず、警察庁の方からですね、前回、宿題になっておりました件について、ご回答をまずお願い致したいと思います。

警察庁 ご説明を申し上げます。前回、質問事項を頂くという事で、今日は中谷先生から質問表を頂いております。で、これについてお答えというということで、よろしい?…

森議員 …さん、前回の宿題、渡してない?

警察庁 私共頂いてますのは、この中谷先生から質問票1枚頂いておりますのでございまして、これについてご説明をさせていただきます。

森議員 いや、前回宿題として持ち帰って頂いた分もお願い致します。

警察庁 前回の宿題というのは、何だったかというのは、質問事項をお渡ししますという事だったわけ…

柚木議員 議事録、配られてますけど、調査するかどうかも含めて検討する、と一番最後のページにありますけど、検討するっていう、検討した結果を教えてください。

警察庁 じゃ、その点からという事でございますね。

高井議員 順番は、どうでもいいです。

警察庁 先にこの、頂いている中谷先生の関係からご回答申し上げます。3点頂いています。1つがデートレイプドラッグの関係、2つ目が逮捕・起訴の関係、それから3つ目が、今後増えるかというお尋ねを頂いているところでございます。1つめのデートレイプドラッグの関係でございます。性犯罪に薬物が使用される事がございます。いわゆるデートレイプドラッグあるいはレイプドラッグと呼ばれておりますけれども、なかなか明確な定義がないというところでございます。諸外国の政府の出している情報ですと、麻薬に分類される物もあれば、それ以外の物もございまして、我が国での検挙例を見ますと、睡眠薬が使用されるものが多いという認識しております。そういった中でですね、強姦それから強制猥褻の緊急検査のうち、犯行に使われた物、犯行供用物と我々呼んでおるのですけれども、こういった物として、催眠剤、これはまあ、睡眠薬とお考え頂ければと思いますけれども、こういった物が使用されたものが、例年一定程度ございます。具体的に数字を若干ご紹介致しますと、平成28年の数字ではございますけれども、強姦926件のうち17件、強制猥褻4087件のうち13件、という数でございまして、合計で言いますと、30件という形になっております。こういったものの中で、逮捕につながっているものが何件あるかとお尋ねを頂いておりますので、犯罪統計上、この30件のうち逮捕になったのかどうかが出ないというところでございまして、いくつか事例をご紹介をさせていただきます。逮捕につながった事例という事で、例えばクラブで、20歳代の女性に睡眠薬入りのお酒を飲ませて、抗拒不能の状態状態で車で連れ去って集団で姦淫した、こういった集団強姦事件、がございます。これは、被疑者について逮捕しまして、うち2名が起訴されていると承知しております。それから、これは強制猥褻になりますけれども、20代の女性に、同僚の20代女性に睡眠薬入りの菓子を食べさせて、抗拒不能の状態にして猥褻な行爲したという準強制猥褻致傷事件というものがございます。これは、27年の事件ですが、有罪判決を受けている、こういった事例を把握しております。これが1つめの質問に対するご回答となります。2つめのご質問事項についてお話しを申し上げます。これも、これまでの、こちらの検証する会でお話しをさせて頂いておりますが、性犯罪捜査はなかなか難しいという事になります。警察におきましては、やはり性犯罪被害者の心身に深刻なダメージを与える悪質な犯罪でございますので、その訴えに対しては被害者の心情にも配慮しながら適切に捜査をとげて、犯人を迅速かつ的確に検挙するということをしておるところでございます。他方で、顔見知りの犯行というのが、まあ、性犯罪ではございます。そうしますと、やはり、その両者の間で、認識・主張が対立することによって、そういった中で、他方で、性犯罪は、目撃者が少ないということもございまして、そういった場合におきましては、可能な限り客観的な証拠の収集を行なうですとか、関係者の供述と犯行時あるいはその前後の状況が合

致しているかを精査する、あるいは、被疑者の弁解などについても裏付け捜査をすると、いった、捜査を尽くしてやっているとございます。こういった、性犯罪捜査は難しいという観点から、警察におきましては、専門性が求められるという事で、その適正確保等のために、全ての都道府県警察に専門の指導官を置いております。こういった専門官が平素から警察署の捜査官への指導に当たっていることとございます。3点目のご質問でございます。今後、こういう事案が増えるということが予想されるが、未然防止策をどのように考えているのか、というお尋ねでございます。今後増えるかどうかというところは、ちょっと私共、まだ、判らないというところではございますけれども、薬物を使用した性犯罪というのは、薬物の入手する必要があるとございます。インターネット等でもこういったその睡眠薬ですね、我が国はまあ、睡眠薬が主に使われるんですけども、こういったものを、購入する事が出来るような広告とかですね、購入を呼びかけるような記入というのがあります。それから、ひと昔前に比べれば、心療内科等に掛かるという事が、割と一般的になっているということで、まあ、そこで処方箋が貰えれば睡眠薬を購入することができます。睡眠薬、主に向精神薬として規制されてはいるんですが、まあ、こういった入手のしやすさというのがあるかと思えます。そういう中で、薬物を使用した性犯罪の被害を防止するためには、やっぱり危険性につきまして広く国民に周知される必要があるかと思えます。そうした観点から様々な関係機関・団体によって取り組みを進めて周知を図っていく必要が考え、必要性はあると思っております。警察としても検挙事件等から判った実態等踏まえまして、そういった取り組みに協力をして参りたいと思っております。やはり、そういう被害に遭わないように、もっと手前の部分で必要な知識と言いますか、身を守る術を持って頂くという事が重要ではないかという風に私自身考えているところでございます。前回宿題になっていた事項を、まあ、いろんな調査の関係の事を指しておられるのかと存じます。これまでも、繰り返し申し述べさせて頂いて大変恐縮でございますけれども、この事案につきましては、警視庁において、法と証拠に基づき、必要な捜査をとげて地方検察庁に事件として送致をしたところ、送付をしたものでございます。そして、で、その後、不起訴処分となりまして、検察審査会でも不起訴相当の議決がなされたと承知しております。ま、こういった経緯を鑑みましてこの、お問い合わせの事案については詳細をお答えすることは差し控えて頂いてということ、常々何度も申し上げさせて頂いているところでございます。また、調査という事に関してましても、この事件の経過等を踏まえまして私共としては、そういった調査をする事は考えていないということとでございます。以上でございます。

森議員 ま、これ、何回もお願いしている訳ですけども、逮捕状が直前で執行停止になった案件というのは、そうあるわけではないと思えますので、過去3年間、何件あったのか、お調べを頂いて、ご報告頂きたいと、再三申し上げて来たんですけども、それも全くやらないということですか？

警察庁 繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、本件の、経過に鑑みまして私共としては、そういった調査をすることは考えていないという事でございます。

福島議員 本件ではなくて、じゃあ、本件ではなくて、一般的にどうなのかというのを知りたいんです。例えばこの1年間でも3年間でも、警察は組織ですから、警察のそれぞれ、署に連絡をして、逮捕状を得たけれども、執行していない、執行が取り消しになった件はあるか、ということをお話聞けば、パッと出てくるでしょう。それをやって下さいよ。今の答えはおかしいですよ。個別的事案じゃないんですよ。一般論としてどうか、統計出して頂いて事で、これ、出して下さい。

警察庁 前回、前々回にもお話しをしたことをまた、またご説明させて頂ければと思うんですけども、逮捕権の問題につきましては、人権に直接関わるものでございまして、慎重に、適正な運用が必要なものでございます。一般論になりますけれども、逮捕状を取得している場合におきましても、組織的に検討を重ねる中で、特に客観的証拠に乏しい件、実証が容易でない事件におきましては、証拠関係を多角的に吟味した結果、その時点で逮捕することが適切でない、という場合もございます。そういった場合には補充捜査をしたり、先行ガサ、といった形でやることもあります。捜索差押えや、被疑者取調べを先にやると、いった形で、捜査方針を決めるということがございます。

福島議員 あの、ごめんなさい。時間ももったいないので、それは前回もおっしゃったんです。だから、逮捕状が発布されたにも関わらず、逮捕令状が執行されない場合もあるという事を縷々、1回目2回目説明されました。それは理解はしております。また、個別、この事は個別ではなくて、例えば、この過去1年間、3年間でも結構です。はたして逮捕令状が発布されて裁判所から、執行されなかった例について、理由は…かも知れないですよ、理由も伏して頂ければありがたいですが、今知りたいのは、何件あるかという客観的データを出してくれ、ってことなんです。3件なのか5件なのか10件なのか100件なのか、教えて下さい。

警察庁 警察署は、担当する事件につきまして警察本部の指導というのを、平素から行なわれているものでございまして、その中で、ご指摘頂いたような事項が整理され、蓄積されているわけではない、ということとございまして、これを事後的に調査することは困難という、

福島議員 そんな、問い合わせをすぐ済む話じゃないですか。

有田議員 昨日、質問したんですよ、その件を、法務委員会。つまり、逮捕状を執行しようと、いうことを、例えば強姦事件などは、所轄から警視庁の本部に必ず最初から相談が行って、そして逮捕状を取るかどうかということを決裁書を残している、そう言いましたよ。じゃあ、それが執行しないと、いうことを判断した場合、その決裁書は残っているのかと、そういうものもある、っていうんです。あるんですよ、両方。だったら、それ出して下さい、っていうのは合理的なお願いなんですけども、なんで、それが出せないのか、個別具体的な問題ではないんですよ。

警察庁 繰り返しになりますけれども、そういった事例を警察庁として把握していないという事。

有田議員？ 把握してるって、昨日言ったよ。

警察庁 いえいえ、言っておらないと思います。そういった事例につきまして都道府県警察におきましても、整理蓄積されているわけではございませんので、事後的に調査される、することは困難。

柚木議員 いえ、よろしいですか。困難ははずが、ないんですね。2 回目の時に、少なくともまず、この詩織さんの事案についての、中村元刑事部長が、執行停止を決済したものは、決裁書類残っているというのがあって、別にそれだけじゃなくて、ちゃんと条件明確にメモして下さいよ。調べて欲しいんだこっちは。一般的な事例だけど、いわゆる有名人・著名人、いくらでも有名人・著名人で過去に何かいろんな、あるでしょ、その中、それでひとつですよ。一般全部広げたらそりゃ、あなた、時間掛かるかも知れないよ、有名人・著名人の場合に、ということで、まさにそういう場合もみ消されるのか、というのが一つこの事件の論点です。一般の方も許されないよ、もみ消しは。で、しかも、捜査員、現場まで逮捕に行っているんです、所轄の捜査員が、所轄でも何でもいいや、現場まで逮捕に行ってる、その、その日にですよ、執行停止命令が出た。しかも警視庁本庁と刑事部長決裁している、これだけ絞るやすぐ出てくるよ。で、それで出てこないということは、それだけ付度してもみ消すことが沢山ある、ということになっちゃうんだ。そういうのが、何件あるのか、この件だけに絞らなくていい、それが1 件だったらこの件だけでもみ消されたことになるだけの話で。ちゃんと調べて。

警察庁 もみ消したというところが、あれなんですけれども、繰り返しになりますけれど、この事案の経過に鑑みまして、そういった、確認調査などは考えておりません。

福島議員 違うんじゃない？

柚木議員 そうじゃない、この事案以外も含めて、じゃ、一般的に有名人・著名人に対するときはね、まあ、判んないけど社会的な影響もあるから、より慎重に捜査とかするんだったら、こういう事は、過去何年で、何件くらいある、ということであれば全然この件だけに限らないんだから、逆に本件だけに鑑みてって言ったら、それ、本件都合が悪いから調べない、ということになっちゃうよ。

福島議員 やっぱ、有田さんが言ったように決裁書があるのであれば、決裁書を調べれば件数がすぐ出てくるじゃないですか。あるいは、みんなにそういう事案があるかと逮捕令状が出た後、執行しなかった例があるかってのを、部下に聞けばいいじゃないですか。組織として調査をするって風に決めれば出来る話ですよ。なぜ、それやらないんですか。その数、逮捕令状が出たにも関わらず、執行しなかった件数、この1 年間2 年間3 年間出して下さいよ。そして今、柚木さん言った、著名人・有名人で、そういうのあるか、中村格さんが彼の在職中、まさに、そういうことをした例が他ににあるのか、彼に聞いて下さいよ。お願いします。

警察庁 繰り返しになりますけれど、本件の経過に鑑みまして、

福島議員 この件じゃないじゃない

柚木議員？ 警視庁の決済であれば調べれる

警察庁 私共としては、そういう調査をすることは考えておりません。

有田議員 あのねえ、ちょっとおかしいのは、こうやって、超党派の会が出来て、あるいはここだけではなくてですね、メディアも含めて伊藤さんの件だけではなく、疑問が広がっているわけですよ。それは、警察にとって汚点になりますよ。そんなことはないんだと、堂々と言えるんならば、それ位の事は、個別の具体的な事例じゃないんだから、きっちりと出さなければ、疑惑は広がるばかりなんですよ、そのところ言ってるんですよ。

本村議員 あと、ちょっとすみません。逮捕状が、出た数は、出せますか？ 出せますね。

警察庁？：

それは、裁判所の方の数字になると思いますけれど、

森議員？ 出ますよ。

本村議員 じゃあ、逮捕執行した数は出せますか？

森議員？ 出ますね。

柚木議員 なんで、そんな隠蔽するんだ。

警察庁 いえ、隠蔽ではない

柚木議員 隠蔽じゃないですか、出しなさい。

警察庁 ちょっと統計上、どういったものがあるかというのは、直にはわからないものと思います。

福島議員 はい。本村さん鋭いご質問ありがとうございます。逮捕状を発布された数は当然出ます。そして逮捕状執行、逮捕に至った、当然、あります。出して頂ければ、我々の方で引き算してもいいですし、はい。結局、執行停止なった数が出てくるということで、本村さん、ありがとうございます。いいですか？ かんさん。

警察庁 あの、どうい統計があるか、ちょっと確認をさせて頂くと必要があるということで…

森議員 はい。じゃ、次回必ず、答えが頂けるということになりました。感謝を申し上げたいと思います。やっぱり、こういう事はよくあるのかと、疑われているだけですよ。私、今度は私、個別の案件で聞きますけれど、さきほど、伊藤詩織さんからヒアリングをさせて頂いてきました。その時に、結局、その逮捕状が直前に中村格さんの、刑事部長の判断で執行停止になった。ま、本庁ですよ。しかし、証拠は高輪署にあったと。詳細な証拠はね。本庁に証拠が送られたわけではない、と。証拠はその時どこにあったんですか？

警察庁 証拠書類は、普通、一般論として、申し上げればですけども、捜査を担当する部署にあります。

福島議員 高輪署にあったんですね。

警察庁 一般論として申し上げれば、そのようになるかと思えますけれども。

福島議員 じゃ、中村格さん、どこで見たんですか、証拠書類を。

警察庁 これは前日も、少しお話しさせて頂いたところでございますけれども、警察は組織として様々な捜査上の判断・検討を行なっております。その際に、組織の幹部まで全員がですね、全ての証拠を見るという訳ではありませんで、まず、本部であれば、本部の性犯罪捜査を担当する者が、警察署から捜査状況とか証拠の収集状況とかを聞きまして、それをまあ、まとめて、必要な情報を順次報告するということでございますので、それに関わる全ての、幹部あるいは捜査員が全ての証拠を見ているという訳ではございませんし、また、その状況報告、情報につきまして、やっぱりかいつまんで整理して、方向性を出したものを上げていくと、それについて組織としてどういう判断をするかというのが、ということ、上の者が決めるというのが通常でございます。

福島議員 よく判りました。じゃあ、捜査の書類は、一般論とおっしゃったけれども、高輪署にあると、あるわけですね。で、逮捕令状はそれに基づいて出された。中村格さんは、一体なぜ、何の書類に基づいて執行の停止をされたのですか。

警察庁 本件についてのお尋ねであります。捜査過程に関わりますのでお答えを差し控えますけれども。

? 一般論

警察庁 一般論としては、様々なやり方がございますけれども、口頭で報告を受ける事もありますし、簡単なメモ等を作る事もございます。それは、様々でございますが、繰り返しになりますが、本件について、どのような報告・捜査経過をたどったか、ということについてはお答えを差し控えます。

福島議員 だって、それじゃ検証にならないじゃないですか。中村さんはどの書類を見たんですか。何を見たんですか。メモを見たんですか、報告受けたんですか。立件記録は高輪署にあるのに、なんで逮捕令状がそれに基づいてされたのに、覆す事が出来るんですか。

警察庁 お尋ねの事案についてということであれば、お答えは差し控えますけれども、それは様々な報告のやり方がありますので、所用の情報を踏まえて幹部が判断するという事がございまして、別にあの、誰々さんどうしようということ、判断を丸投げされる形ではなくて、担当の者が、私はこうすべきだと思います、と上げていくことが通常でございますので、それに、それを了とすれば了としますし、了としなければ

了としないという事で、それは様々なやり方がございますけれども、組織での判断というのは一般にそのように行なわれていることのように

福島議員 じゃあ、一般論として、担当者の目に上げるわけですよ。でもそれは逮捕令状が、もう発布されているわけですよ、裁判所から。担当者から上に上げるっていうこと……なんですか、裁判所から発布してもらったけれど、自分は止めたいと思うなんて、この件であつたわけではない。だとしたら、中村さんは、何に基づいて判断したんですか。担当者から上がってきているのでなければ。

警察庁 前回ですね、この点、私の方から、事件指導というものです。仕組みを二部申し上げさせて頂いていたかと思えます。で、事件指導というのが、ま、先生方おっしゃるように、全てが理想的な形になるかという、捜査というのはかなり流動的に動いていくもので

福島議員 個別ケースについて答えてないじゃないですか。

警察庁 ということについては、それも前回議事録をご覧頂ければ、確認頂けるんじゃないかと思えます。それで、まあ、事件指導というものについて、今、捜査一課長の方からもございましたけれども、証拠ですか、そういったものを上司に丸投げして、組織でございますから、民間でも全て同じだと思うんですけど、まあ、大企業の部長さん出す時にですね、これ、どうしましょうか、という風には普通やらないわけですね。で、そういった事と同じでございます。必要なタイミングで必要な情報を上げながら、組織として一つの方向性を見出していく、ということかと存じます。その時に、前回の議事録にも載ってますけれども、いろいろな、タイミングとかいったものが出てくるというのは、動いている捜査の中ではあることでございます。一般論でございますけれども、お答えさせて頂きました。

森議員 じゃ、ちょっと整理させて。まず、証拠は高輪署にあった。そして、要するに、この件については、こういう事で逮捕状を執行しますと、少なくとも、逮捕直前まで行ってたんだからね、捜査員が、成田まで。被疑者の到着を待っていた。で、突然、執行停止になって、目の前を通り過ぎていった、ということ、なわけですから、今のね、組織としての意思決定、それはまあ、当然、理解出来なくはないんだけど、ま、しかし、この件に当てはめると、どう考えても、どうしてなのかな? 要するにもう、現場はもう、逮捕、直前だった。現場からはこれはもう、逮捕状執行すべきか否か、という風なことを、証拠に照らして、問題点ありというような、報告が、もし上がっていたとしたら、そういう状況になっていなかったんじゃないか。これ、全てタイミングの問題ということで、説明されてもですね、なかなかこれは、受け入れられないという風に思うんですけども、その点はどうなんですか?

警察庁 あくまで一般論としてということで、お答えをさせていただきます。前回の冒頭に、この部分は触れさせて頂きました。警察におきましては、警察本部と警察署の間で日々、日常的なやり取りをさせていただきます。個々の事件の捜査方針を組織として決定しておりますが、判断が難しい事件につきまして、被疑者を逮捕するか、ということにつきましては、逮捕権の慎重・適正な運用ということが重要でございます。その観点からは、当然ですけ

ども、十分な時間的な余裕を持って本部と署の間で、あるいは署の中で、本部の中で、しっかり、よく検討するというのが通常ではございますが、犯罪捜査というのはいろんな展開がございます。被疑者の動向ですとか捜査の進展状況によっては、警察署の方で不測の事態に備えて逮捕状を事前に請求取得しつつ、他方で、実際にこの逮捕状を執行するかということをごすね、一般論ではございますけれども、関係部署と協議と同時並行ですということもございます。こういった場合においても、やはりその、上位に立つ者が、警察本部等においてごすね、その時点でやはり、逮捕するのは、今、直ちにするのは適当でないと認めれば、それは、いくら逮捕状を持っていてもごすね、直ちに使用してしまえと、逮捕してしまえと、ということにはならず、やっぱり逮捕しないという判断というのは、適切化の観点から、するという事は、あるという事になるかと思えます。

森議員 いえ、だから、これだけ難しい案件なので、当初から、事件指導の対象になっていたと、いうことはこないだの説明で判りました。つまり、きちっと情報交換が行なわれていた。ということは、逮捕状請求して、それが、捜査の現場の手にあつて、という事も、ちゃんと、上部の理解の上で、逮捕状が取られ、発行され、そして現場に逮捕に向かったという、というところの、きちっと報告があつたんだと思います。それでもなお、突然に、直前に、執行停止された、という事を、まあ、理解するのは今の説明では、なかなか難しいし、やはり、これが説明責任なんです、そこが、皆さんのね、あるいは内閣の。しかも、官邸と非常に近い関係にある、特別なジャーナリストだという風に思いますので、そこが、みんなが疑いの目を持っている。何の根拠があつて、どうしてそういうタイミングで、逮捕状が執行停止されたのか。村度が行なわれたのか、また問われているんですよ。だからそこは、皆さんの説明責任なんです。今の説明では誰も納得しません。もう少し、詳しく説明できませんか。

警察庁 この点については、前回、一般的な事件指導の仕組みという事で、私からもある程度説明させて頂いたことだと思うんですけど、まず、前回の会議で、逮捕してしまえば、警察は48時間プラス20日間という...

福島議員 それ、時間ももつたないから、それは判ってます。

警察庁 ということを申し上げました。そういった事の観点からごすね、逮捕を、今回のケースから離れて一般的に申し上げますと、逮捕という事をしてしまった場合には、このカウントダウンが警察にとっても始まる。それまでに事件として必要な証拠構造をしっかりとめられるかという問題が出てくる。これも前回申し上げたかと思えます。申し上げますと...

森議員 ちょっと時間がないのでね、そうすると、今の説明だとね、だから、きちんと証拠は全部高輪署にあるのに、そこまで中村格さんが、本庁の方からいきなり執行停止するという理由には全くなり得ないんで、何回も同じ説明を繰り返さないでください。ストップ。もう時間がないので、じゃ、次回までの先ほどの本村さんの、ちょっとごめんね、本村さんの質問に答えて頂くと、自然と回答が出てきますので、それは、お願いします、通告しませんけど、今通告したということで、次回までに大至急揃えてください。それで、最高裁、来て頂いてますので、ごめんなさい、後で、高井さん、ごめんなさい。検察審査会の問題について、改めて、判っている事だけがいいですけども、さっと説明してください。

最高裁 配布させて頂いた資料でございますように、本件の検察審査員の11名の平均年齢は、50.45歳。男女比は男性7名女性4名、あ、失礼、男性7名女性4名、という事でございます。また、議決の要旨も配布して頂いた通りでございます。それから、審査事件票もございましょうか、審査事件票でございますが、これは検察審査会法の20条で、検察審査会の事務官は、最高裁が裁判所事務官の中から任命するとされております。また、検察審査会の経費は裁判所の経費の一部として予算に計上しなければならない、という風に46条で、されております。そこで、その適正な人員配置等に必要範囲で、事務の負担量等を客観的に把握する必要があるので、このようなデータの報告をお願いしているところでございます。具体的には事件の審査が議決まで至って終了したら、その翌月にこのような審査事件票の提出をお願いしているところでございます。

森議員 はい、ありがとうございます。それで、私の方からごすね、東京第六検察審査会の平均年齢について、この詩織さん事案を審査した人たちの平均年齢50.45歳、男女比、男性7名女性4名なんですけど、検察審査会というのは、4期に分かれていまして、第六検察審査会は1期2期3期4期、それぞれ、該当する地域の有権者名簿からくじ引きで選ばれるんですけども、これが第何期で、あ、第3期、第3期と2期と半々？

最高裁 あ、半分ずつ。

森議員 2期と3期の人がやったの？ 3期と4期の人がやったの？

最高裁 2期と3期ですごすね。

森議員 で、2期と3期の人が、の、11人がやったということで、じゃ、東京第六検察審査会の1期2期、あるいはその前の年の半分の人との、その、平均年齢を出して下さいと、お願いしたんですけど、なぜか、他の期のことについては、平均年齢は判らないと、ということで、お答えが出来ないということなんですけれど、でも、この、平成29年第10号については平均年齢出してるんですから、他のところも比較して見なければいけませんので、平均年齢出すべきなんですけど、なぜこだけしか出さないんですか？

最高裁 本件の11名の年齢をお答えしてますのは、これにつきましては東京第六検審の方で既に、外部からの照会に対してお答えされているということでしたので、私共の方でも、それを、お答えさせて頂いているというところでございます。従いまして、第六検審がそのような形で公表されれば、我々も承知するんですが、されていない場合は我々自身も承知してない、という事になるということでございます。

森議員 じゃ、今からでも照会しておいて下さい。次回、ご報告を頂きたいと思えます。つまり、外部からの照会によって、答えたわけですよ、検審が。ね、だから、他の我々が問い合わせてる。直接やってもいいんですよ、直接やってもいいんですけど、最高裁事務局やってるんだから、事実上は、ちゃんと調べて、次までに答えて下さい。

柚木議員 すいませんね、高井さんね。引き続き検審の事、聞かせてもらって。平均年齢とか男女比の事、は、もう、昨日もやったし、全く不透明極まりない、今でも思っているのですが、この、事件票ね、今、入る前に全部見たんだけど、全部例外なく黒塗りなんだけど、この詩織さんの件はこの9月分は1件しかないから、9月分ということでいいんだよね、それ、一つ教えて。1枚しかない。

最高裁 はい。右肩の方に、9月分の月番号25とある。

柚木議員 そうね。だから、それが9月分1件だから、これが9月21日に東京第六検察審査会が不起訴相当の判断を下すと、私まあ、さっき申し上げただけど、警察庁の方に、もみ消しとか断定して、まあ、もみ消し疑惑が言い換えておきますが、捜査段階においてもそうだし、検察審査会においてもそうなんだけど、その根拠としてですね、証拠は動画も含めて一式、事務局に提出されるというのは確認しているんだけど、その中で動画が審査員が実際に見たかどうかは答えられないと、いうことを、先週の金曜日でも昨日も言う訳ですね。で、答えられないという事は、見たかどうか判らないんだから、見てなければ重大な影響を及ぼす可能性がある訳ですよ、審査員に。で、その不起訴相当のともこれ、皆さんも資料手元にある人、見て欲しいんですけどね、9月分1件だけです。1枚だけだから、不起訴相当のどの部分かも判らない。つまり、訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるが、判定の嫌疑が十分でない、以下ですね。いくつかカテゴリーもあるんだけど、これ、読んでもすぐ判るように、ビデオ見てるかどうかで、全く変わってきますよね。誰がどう考えても。で、この、不起訴の相当の議決の理由は、本件起訴記録および審査申立人資料を精査し、慎重に審査したが、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる事由はないので、と書かれていてですね、資料を精査してですね、じゃあ、動画を見せないという、慎重に審査だから、その中、動画見せなかった、と、解釈したくなるわけですよ。これ、動画の部分については、内容云々言ってるんじゃないんですよ。審査員が見たかどうかを答えて頂かなかつたら、不起訴相当は、これ、でっちあげ？ 事件もみ消しと言われても仕方ないんですよ。疑念持たれても。答えて下さい。

最高裁 検察審査会法35条で、検察審査会は検察官に資料提出を求める事ができるとされている訳でございますが、その具体的な事件でどのような資料を提出されて、その資料を検察審査会がどのように検討したのかということにつきましては、これは検察審査会法26条で、検察審査会は非公開という風に、されておりますので、そこは、私共も当然承知しておりませし、…お答えするのは難しいという風に思います。

柚木議員 なんか、ブラックボックスそのものです。もみ消しと言いたくなるんです。これ、法律改正するしかないよね。

森議員 いや、そうなんですけれど、ただ、審査事件票はね、ここまで黒塗りにする必要はないですよ。

柚木議員 意味ないですよ。

森議員 黒塗りの、おかしい。

柚木議員 全部これだから。

森議員 つまり、私が何を言いたいのかというと、これは、最高裁に提出された資料なんです。毎年、最高裁は、実際、事務局は最高裁が担っているんですよ、検察審査会。でも検察審査会は完全に独立した組織なんです。一応でもね、いろいろ予算もあるし、人員的なこともあるんで、最高裁が管理してます。従って、予算、しっかりと取らなきゃいけない。執行状況も調べなきゃいけないという理由で、独立した機関である検察審査会、しかも内容は全て非公開、という検察審査会を法律上ですよ、それは、最高裁にも当てはまるんですよ。それは最高裁も建前上は検察審査会で、何をどう、どのような証拠で審査したのか知る由もないと、いう建前になっているんです。法律上、だけど、そう、さがさりながらということで審査事件票を作らせている。つまり、この審査事件票、最高裁に提出された審査事件票というものは、最高裁が入手しているものであって、従って、我々国会議員も、しっかりと、全てを見る事が出来る。そういう性質のものである。ということなんです。これはもうね、6~7年前の散々議論して、小沢一郎さんの検察審査会の審査事件票は全部黒塗り外して出してもらいました。当然なんですよ。最高裁が提出させているということは、我々も見事が出来るんですよ。だから、黒塗りにしてこんな風にして来ちゃいけないの。個人情報以外は、全部黒塗り外して持って来なきゃいけない。そういうことなんです。だから、次回までに、個人情報はいいいですよ、しかし、今、柚木さんが質問されたような部分はずね、そこ、明かしてもらわないと、ただでさえブラックボックスなんだけど、本当に真つ黒になっちゃうから、明かせるところは明かして下さい。まだまだ開けられるはずですよ。

最高裁 ちょっと検察審査会も、最高裁の管理だという事を、ちょっとご説明させていただきますと、先ほど申し上げましたように、検察審査会法において、検察審査会の事務官は、最高裁の裁判所事務官の中から任命しなければならない、となってます。予算の計上もしなければならない、と羅列されています。ただ、それはそうなんです、任命された検察事務官として、任命された者は、これは当然、検察審査会会長の指揮監督に基づいて仕事をやる訳でございますが、また、当然の前提ですが、検察審査会はその…独立した…独立した機関であるということと、まず、ご理解頂きたいと思えます。その上で、この審査事件票ではございますが、先程申し上げたように、そのように、人員の配置等を適切に行なわなければならないという、ことで、それはもう、検察審査会法で最高裁に与えられた役割を行なう上で必要になってくるものと、いうことでございますし、また、裁判所としても、これを外部に公開するものでもない。と、ところでございますので、会議非公開の趣旨からしても、反するものではないと、理解しているところでございます。以前に、森先生との間で、今ご指摘のような事が、あったという事は、私共も承知しては、いるところではございますけれども、やはり、会議非公開の趣旨等に照らしますと、審査の内容にわたる部分については公表を差し控えさせて頂くべきだろうと、思っております。それはその、この事件だけ、そういうことではなくてですね、その他の事件も含めて、そのような対応をさせて頂きたいと思っております。

森議員 まあ、判りました。また後で、議論させて下さい。要するに、最高裁が検察審査会法に違反してこういう資料を出させているのではない、ということの議論の中で、まあ、出す事になってしまったんですけど、またやる？ まあ、いいや、高井先生、お待たせしました。どうぞ。

高井議員 すいません、ちょっと、私も全部出てないんで確認済みだったら申し訳ないんですが、警察にもう一回聞きたいんですけど、著名人であるとか社会的影響力があるという理由で、逮捕しないという事は、あるんです？ 一般論として。一般論として、そういう理由で逮捕しないという事は。

警察庁 いや、そういう理由ではない。逮捕は、逮捕についてお話しを申し上げ…

高井議員 いいです、あるかないか、時間ないから。ないんですか。ないって言い切って。

警察庁 著名人だからというのは、

高井議員 社会的影響力は？

警察庁 影響力も関係ない。

高井議員 ないんですか。

警察庁 はい。まず、逮捕状が出るかどうかというのは、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があれば、逮捕状が出ます。それから、逮捕の必要性につきましては、証拠隠滅とか逃走のおそれ、といったものから判断しますので、個々の事案の内容に応じて、その方が証拠隠滅をするかとか、逃走する恐れがあるかどうかという事を、いうことでありますので、著名人だから逮捕するとかしないとか、そういうことではない、という風に考えております。

高井議員 じゃ逃走のおそれがない、と、さっき詩織さんからの話で、捜査一課の方が、著名人であるから、ま、逮捕しないという説明があったと、おっしゃってましたけど、それは、間違いですか？

警察庁 著名人だから逮捕しない、というのは、ちょっと、やっぱ違うと思ってまして、例えば、著名人、社会的な地位のある方でも、犯罪の性質によっては自殺をするおそれ、も考えられる場合もあります。その場合は、著名人であっても、それは逮捕する事ありますし、それは本当に、個々の具体的な事件の内容とか、その方の置かれてる状況とか、それら年齢、生活実態とか、そのことを踏まえて判断しますので、著名人だから、するしないというのは、ちょっと…

高井議員 じゃ、わかりました。著名人だから逃亡のおそれがない、だから逮捕しない。ってのはありますか？

警察庁 ただ、著名人であるからこそ逃げ惑う。資産があるから外国に逃げる、そういう場合もありますので、それは一概には…

高井議員 だけど、そういう判断を、だから刑事部長がするということが、ある？

警察庁 組織として、我々は判断をしているということでございます。

森議員 よろしいですか？ まあ、今の説明はね、おかしいね。一方で逃亡の、みんなに顔が知られてしまって、逃亡のおそれがない、逃亡も出来ない籠池さんも、を、4か月も勾留しているというのは、全くおかしいですよ。と、いうことで、時間があれないので、最後、柚木さんお願いします。

柚木議員 9月のね、事件票で、不起訴相当で、1、2、3、4、5つのカテゴリーがあるんだけど、それ位は、当事者には伝わってるの？ どの、カテゴリーなのか位は。公開じゃなくても当事者ぐらいにはさ、人生掛かってんだから。

最高裁 検察審査会法ちょっと今、何条かは言えないんですが、申し立てされた方には、議決の要旨を送らなければならない、という事になっておりますので、この資料にありますその議決要旨を送られて…

柚木議員 この1枚もの事じゃないんですか？

最高裁 そう、そうでございます。

柚木議員 これじゃ、わかんない。どのカテゴリーか。それ、伝わってないということだよ。だから、人の人生掛かってんだから、一般に公開するというのはハードルがあるにしてもさ、申立人やまあ、被疑者とかさ、伝えるべきじゃないの？

森議員 はい。ありがとうございました。長時間にわたり、ありがとうございました。それではまた、次回までに、当局におかれましては、当然、大変、様々な疑念を呼んでおりますので、これに対するきちんとした国民に対する説明を行なうために、開示できる資料を、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。マスコミの皆さまも、ご協力ありがとうございました。